

(件名) 今国会提出予定の家族法制の見直しに際し、離婚後共同親権を導入することについて

(陳情の趣旨)

法制審議会が2月15日の総会で、離婚後の父母双方に親権を認める離婚後共同親権導入に向けて民法改正要綱を決定し、小泉法相に答申しました。政府は今国会に民法改正案を提出する予定とのことです。

この要綱では、離婚後は父と母のどちらか一方が子どもの親権を持つ、現在の「単独親権」に加えて、離婚後も父と母双方に親権を認める「共同親権」を導入するとしています。

その理由として「離婚後も父母双方が子育てに適正に関わることが子の利益になる」などの意見が挙げられています。

しかし以下の理由から、離婚後共同親権の導入には重大な懸念があり、県議会にも現状や課題をご理解いただき、十分な議論をしていただきたくお願い申し上げます。

(1) DVや子どもへの虐待といった不適切なケースにおいても共同親権になり被害が続く恐れがあること。

父母の協議によって共同親権か単独親権かを決め、合意できない場合は家庭裁判所が親権者を定める制度です。要綱では、父母間の協議や裁判所の関与によって、DVや子どもへの虐待といった不適切なケースでは単独親権を維持できるとされています。しかし、離婚を実現するなどのために一方が不本意な譲歩をして離婚後共同親権を受け入れたり、精神的・性的虐待などの立証が難しいDVや虐待が、裁判所の限られた役割・リソースの下で必ずしも適切に認定されず、これらの被害を見過ごされることが懸念されています。

その場合、離婚後の子どもに関する諸手続きを進めるために、加害者である相手親と離婚後も連絡を取る必要が生じ、親だけでなく、子どもの命すら脅かす危険が生じます。

(2) 子どもの重要事項に関する意思決定が停滞し、子どもの利益を損なう恐れがあること。

子どもの重要事項について父母の合意が必要になる制度です。相手親の許可を得なければ、進学・入院・入園・引っ越しなどができなくなります。その場合は、裁判所に決めてもらうまで意思決定が停滞し、子どもの利益を損ないかねません。

また「同意」を交渉材料に、相手を支配する手段として、相手親が度々反対し父母間の支配・被支配の関係の継続につながることで、「協議不調」として訴訟を頻発するリーガルハラスメントなども懸念されます。

(3) 離婚後の親子断絶や連れ去りは、共同親権の問題ではないこと。

共同親権導入の背景には、「離婚後に親子が断絶され子どもと会えない」「親権がないため、子どもの教育に口を出せない」「別居時に無断の子どもの連れ去りがある」などの訴えがあるそうです。

しかし、札幌弁護士会の「家族法制の見直しに際し、離婚後共同親権を導入することに反対する意見書」によれば、

① 子の監護の方法と親権の所在とは別の問題であり、現行の制度の下でも、比

較的良好な関係にある離婚した父母が共同監護を行うことは自由であること。

② 子の利益に資する限りで面会交流はこれまでも実施され、仮に現在の面会交流の運用について改善すべき点があるとしても、それは離婚後共同親権の導入とは別の問題であること。

③ どちらかの親が他方に無断で子連れ別居した場合の連れ戻しは、監護者指定の問題であって、現行の制度の下でも審判前の保全処分などによって父母のいずれが監護者として相応しいかが裁判所によって判断されて解決されていることが指摘されています。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1. 今国会提出予定の家族法制の見直しに際し、離婚後共同親権を導入することの課題について、県議会としても十分な議論をお願いいたします。
2. 今国会提出予定の家族法制の見直しに際し、離婚後共同親権を導入することについて、国に十分な議論と、慎重な対応を求めてください。

以上